

管 区 事 務 所
〒162-0805
東京都新宿区矢来町65番
電話 (03)5228-3171
FAX (03)5228-3175

日 本 聖 公 会

NIPPON SEI KO KAI

PROVINCIAL OFFICE
65, Yarai-cho, Shinjuku-ku
Tokyo 162-0805, Japan
Tel. 81-3-5228-3171
Fax. 81-3-5228-3175

東京高等裁判所 第4刑事部
裁判長 植村 稔 様

狭山事件の再審開始と東京高等検察庁へ更なる証拠開示勧告をするよう求めます

狭山事件の第3次再審請求が貴東京高等裁判所第4刑事部に申し立てられて53年になります。再審請求人の石川一雄さんが無実を訴えて半世紀以上になってしまいました。この長年の無実の訴えに耳を傾け、一日も早く裁判を開始するよう要請いたします。

東京高等検察庁にはまだ多くの証拠が残っています。更に貴高等裁判所が検察庁手持ちの証拠を開示するよう勧告するよう要請します。

狭山事件の再審開始を求め下記のことを強く要請いたします。

- 1 弁護団が求める証拠の開示を東京高等検察庁に対して勧告して下さい。特に東京高検以外の埼玉県警や浦和地検等の証拠物の一覧表を弁護団に提示するよう検察官に勧告して下さい。
- 2 事件当日に「殺害現場」とされる場所の隣の畑におられたOさんの証人尋問、現場検証を行って下さい。
- 3 証拠開示された逮捕当日の石川さんの上申書と脅迫状の筆跡は明らかです。筆跡鑑定の証拠調べ、鑑定人の尋問を行って下さい。

今日まで貴裁判所の要請に、検察庁の意見書は事件の真相に向かうことを拒否するものです。公の力で集められた証拠を眠らせたままにし、真実に立ち向かおうとしない姿勢であり、このような検察の意思に強く憤りを感じます。

既に貴裁判所の勧告で開示された証拠、弁護団提出の多数の新証拠等により裁判の開始は十分と考えられます。狭山事件は市民常識として疑問の多い事件です。中学生の時には男子に意見できた女子高校生が、見も知らない男に、走行中の自転車を止められ、「一寸来い」でのこのことついて行くのでしょうか。また、農作業中の人がいる目の前で、その人に助けを求めず、目隠しされ、強姦されるようなことがありうるのでしょうか。これらがどのような証拠で認定されたのでしょうか。この判決は市民常識と相反すると思われまます。

貴裁判所が真実を明らかにするために、新証拠、疑問点について鑑定人尋問などの事実調べを行い、この狭山事件の再審を開始するよう要請いたします。

公正・公平な再審請求の審理を求めます。

2016年6月4日

日本聖公会第62（定期）総会
議長 主教 植松 誠